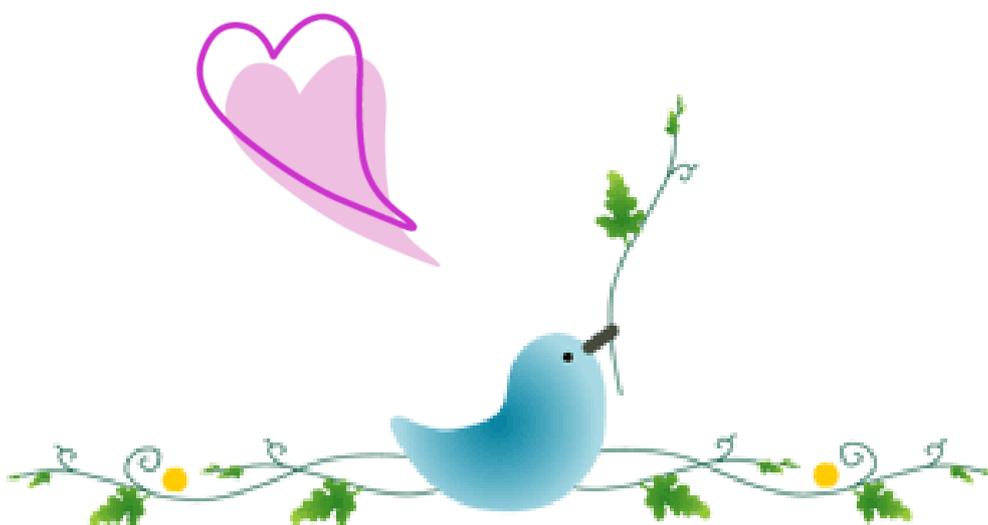


明石市における

こども養育支援に関する取り組み



— 目次 —

- 毎日新聞 平成 26 年 1 月 22 日 (水)
離婚 子の権利守って 養育費や面会合意市がひな型 明石市が配布へ
- 読売新聞 平成 26 年 1 月 22 日 (水)
離婚 その前に養育計画 書式作成、取り決め促す
- 産経新聞 平成 26 年 1 月 23 日 (木)
離婚夫婦の子供養育サポート 明石市、4 月にネットワーク
- 神戸新聞 平成 26 年 1 月 23 日 (木)
離婚後の養育支援へ連携 明石市 子に配慮、家裁などと
- クローズアップ現代 平成 26 年 1 月 23 日 (木)
子どもに会えない父親たち ～どう築く 離婚・別居後の関係～
- 読売新聞 平成 26 年 2 月 14 日 (金)
明石市 離婚時に養育合意書 4 月用紙配布 子との面会や費用記入
- 朝日新聞 平成 26 年 2 月 14 日 (金)
養育合意書常備へ 明石市 離婚時の計画作成支援
- 神戸新聞 平成 26 年 2 月 14 日 (金)
離婚後 養育費立て替え 市が導入検討 子の不利益防止へ

○ 神戸新聞 平成 26 年 2 月 21 日 (金)

離婚と子ども 養育支える多様な対策を

○ 産経ニュース 平成 26 年 3 月 4 日 (火)

全国初「離婚合意書」は威力を発揮するか…離婚で泣く子供を守れ、兵庫県明石市が始める画期的なサポート策

○ 産経新聞 平成 26 年 3 月 20 日 (木)

明石市 全国初「養育プラン」などでサポート 離婚で泣く子供守れ

○ 「女性自身」光文社 平成 26 年 4 月 15 日号

離婚する夫婦の多くはその“憎しみ”から「子供の権利」を無視する！

○ 神戸新聞 平成 26 年 4 月 2 日 (水)

市長会見「養育手帳」の作成検討 誕生から成人まで 総合的な支援目指す

○ 毎日新聞 平成 26 年 4 月 2 日 (水)

両親離婚後の子 安心して成長を 明石市・養育合意書配布

養育費や面会合意 市がひな型

離婚子の権利守って

兵庫県明石市は今年4月から、未成年

の子どもを持つ夫婦が離婚や別居を検討する際、養育費と面会交流の取り決めや心のケアなど、子どもの視点に立った離婚の支援を関係機関と連携して行う「子ども養育支援ネットワーク」を始める方針を固めた。離婚後の子ども養育方針を記入する用紙の配布や、民間団体からの相談員派遣を予定しており、全国初の権利を守る画期的なシステム」と注目している。

【反橋希美】

明石が配布へ

市が配布するのは、「子どもの養育に関する合意書(仮称)」。養育費の額だけでなく支払いの期間や振込口座、面会交流の方法や頻度、場所を具体的に記入できる用紙で、離婚届の交付時に一緒に渡す。市への提出義務はなく、「話し合いの参考資料」との位置づけだが、署名と押印があれ

ていた。



子どもとの
面会交流ってなに?

なるほどり 面会交流って聞き慣れない言葉だなあ。

記者 離れて暮らす親と子どもが定期的に出て交流することです。日本が批准している「子どもの権利条約」にも規定されているんですよ。回数の基準などはなく、2011年の厚生労働省の調査によると、面会交流経験のある母子家庭のうち、平均すると月2回まではいかないけど1回以上は交流している家庭が最も多いようです。

Q 養育費も面会交流も、ケンカしている親同士が話し合うのは難しそう。身近な相談窓口はないのかな。
A 養育費については裁判官らの研究でできた「簡易算定表」が目安になりますが、離婚後に必要な子どもとの生活費を計算し話し合うことが重要です。養育費や面会交流については養育費相談支援センター(東京都豊島区・電話相談03・3980・4108)や、都道府県、政令指定都市などにある母子家庭等就業・自立支援センターでも相談を受けているので利用してみてくださいね。

支援ネットでは相談体制も充実させる。これまでも実施していた弁護士や臨床心理士ら専門職員による法律相談や心理相談に加えて、面会交流を仲介している「家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」(大阪府中央区)の相談員による月1回の無料相談を始める。協議がまとまらない夫婦には、調停の申し立て方を助言したり、市役所内に今春設置予定の日本司法支援センター(法テラス)

はその後の調停や裁判に活用できたり、より法的効力の強い公正証書を作成したりする際の資料にもなる。

厚生労働省の2011年

の調査によると、母子家庭のうち養育費の支払いを受けているのは20%、面会交流をしているのは28%にとどまる。12年4月には養育費と面会交流の取り決めを規定した改正民法が施行され、離婚届に取り決めのチェック欄が新設されたが、「実効性に乏しい」との批判がある。多くの自治体では、制度を説明するリーフレットを配る程度にとどまっていた。

画期的な支援策

棚村政行・早稲田大教授

(家族法)の話 子を巡る争いは一度こじれると、父母の対立になり、子の視点が忘れられがちになる。別居や離婚を検討する早い段階で、合意書という「ひな型」を提案されたり、法的、心理的なサポートが得られたりするのは画期的な支援策だ。成果が上れば、他の自治体にも広がるのではないかと期待している。

分室や県弁護士会につないだりする。

離婚後の子を巡る争いは近年増加している。司法統計によると、面会交流を申し立てる調停と審判は12年度は1万1459件で、02年度の約3倍に上った。昨年12月には東京都文京区で離婚調停中の男が子どもと無理心中を図り、2人とも死亡する事件が起きた。

明石市の泉房穂市長は弁護士出身で、福祉行政に関心が深く、「離婚でもっとも弱い立場に置かれるのは、子どもだ。既存の制度内では取り組みから始めたい」と話している。

離婚その前に養育計画

離婚時に、夫婦の間で養育費や子どもとの面会交流の取り決めがしっかり行われるよう、自治体などが促進策に乗り出す。兵庫県明石市は4月から、離婚後の子どもの養育に関する専門相談を設ける。また、弁護士らの研究会は養育計画を書き込める書式を作成し広く利用できるようにインターネットで公開する。

(小坂佳子)

「離婚するにしても、子どもの養育をどうするか決めてからにしてほしい」。弁護士 同市は離婚に関する相談を拡充し、4月から、市役所内



で月1回、無料の専門相談を開始する。担当するのは、面会交流支援などを行っている公益社団法人家庭問題情報センターだ。

2012年4月に施行された改正民法で、子どものいる夫婦が離婚する場合、養育費や面会交流など離婚後の子どもの養育について取り決めることが定められた。

ただ、強制力はなく、取り決めたかどうかのチェック欄が離婚届に設けられているだけで、取り決めがなくても離婚届は受理される。法務省が12年4月から13年9月の離婚届を調べたところ、「取り決めにしている」とチェックがあったものは57%にとどまっ

明石市では4月から、離婚時に子どもの養育について話し合ったための用紙を市役所の窓口で用意する(兵庫県明石市で)

書式作成、取り決め促す

ていた。

明石市では取り決めを促すため、離婚の相談に訪れたり、離婚届を取りに来たりした当事者に対し、養育費の支払い日や期間、支払い方法、面会交流の頻度や方法、連絡の取り方などを書き込める合意書の用紙を配布する。

合意書を作成した後は、速やかに公正証書にできるよう公正役場も紹介。当事者同士で話し合えない場合には、法テラスなども紹介する。2月には関係機関が参加する「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を設け、連携強化を図る方針だ。

自治体でのこうした取り組みは珍しく、泉市長は「養育費や面会交流は子どもの権利で、夫婦の一方を支援するのではない。関係機関につながるなど自治体でできるサポートをしていきたい」と話す。

一方、家族法に詳しい弁護士や大学教授らでつくる「養育支援制度研究会」は、面会交流の頻度や、養育費の金額、支払い方法などを協議して文書にするための参考書式を作成した。今月25日に早稲田大学(東京)で開くシンポジウムで書式を公表する。同会のホームページから個人や行政が入手できるようにする。

東京都文京区は、この参考書式を窓口で置くことを検討している。来年度予算では区独自に、離婚に際しての相談先の案内書を作成する予定だ。

同研究会のメンバーで早大教授の棚村政行さん(家族法)は、「養育計画の取り決めが行われるよう、市民に近い自治体による支援が期待される。書式のほか様々な資料を無料で提供するので、広く活用してほしい」と話す。

離婚夫婦の子供養育サポート

明石市、4月にネットワーク

明石市は、未成年の子供がいる夫婦が離婚した際、子供の権利を守ることを目的に総合的にフォローする「子ども養育支援ネットワーク」を今年4月にスタートさせることを決めた。具体的には、離婚を検討する夫婦が市役所に訪れた際、養育費や子供との面会の取り決めを記入する用紙を手渡したり、相談業務を強化したりする。市は「離婚は夫婦間協議が中心で子供は後回しにされがち。何より子供の健全育成を重視したい」としている。

同市が夫婦に手渡すことになっている用紙は2種類で、離婚や別居後の生活拠点や養育費、面会交流について夫婦がそれぞれ書きこめる「養育プラン」と、夫婦が連名で親権や養育費、面会交流について合意した内容を書く「養育に関する合意書」。いずれも市への提出義務はないが、合意書は公証役場で法的拘束力のある公正証書を作成する際の資料に使えるという。

また、市で従来行ってきた相談業務も充実させる。これまでの弁護士や臨床心理士ら専門職による相談に加え、毎月1回、離婚した夫婦の子供に対する面会交流を仲介するなどしている。

「家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」による相談も月1度のペースでスタートさせる。

相談窓口では、調停申し立てを検討している夫婦に申立書の配布や作成支援を行う。希望があれば、4月から市役所に設置される法テラス分室の弁護士への取り次ぎも行う。

同市市民相談課は「市は夫婦のどちらの立場でもなく、あくまで子供の立場に立った支援を行う。成果が出れば全国に発信したい」としている。

明石市が離婚・別居の相談に訪れた夫婦に配布予定の「養育に関する合意書(案)」

子どもの養育に関する合意書(案)

1. 基礎情報

氏名	性別	年齢	住所
氏名	性別	年齢	住所
氏名	性別	年齢	住所

2. 養育に関する事項

養育費	面会交流	その他
養育費	面会交流	その他
養育費	面会交流	その他

3. 面会交流

面会交流	その他
面会交流	その他
面会交流	その他

4. 養育に関する合意書(案)

養育に関する合意書(案)
養育に関する合意書(案)
養育に関する合意書(案)

離婚後の養育支援へ連携

明石市子に配慮、家裁などと

明石市は、離婚や別居を考えている夫婦が子どもの生活に配慮して行動するように、民間団体や家庭裁判所などと連携して働き掛ける「明石市子ども養育支援ネットワーク」を、4月に創設することを決めた。養育費の額や離れて暮らす親との面会交流の方法などを記入する用紙を作成して保護者に配り、事前に取り決めておくよう促す。また専門家が無料で相談に応じる窓口も開設する。

(新聞真理)

養育費と面会交流に介などを行う公益社団(大阪市)などと連携。関する取り決めに定め 法人「家庭問題情報セ ンター(FPIC)大 阪ファミリー相談室」 市役所で相談に応じ

る。弁護士や社会福祉士、臨床心理士の資格を持つ同市職員らによる相談も引き続き行う。支援ネットの創設に合わせ、法的なトラブルの相談を受け付ける法テラスの分室が今春、同市役所内に新設される。

後を絶たないことから、同市は支援ネットの立ち上げを決めた。同市は、離婚の相談や届け出書類を取りに来た市民に、「子ども養育に関する合意書(仮称)」を手渡し、用紙に示された養育費の額や支払期間、面会交流の方法などについて書き込むよう働き掛ける。同市によれば、こうした取り組みは全国初で、「法的拘束力はないが、話し合う際の参考にしてほしい」という。また、面会交流の仲

2014 年 1 月 23 日(木)放送

子どもに会えない父親たち

～どう築く 離婚・別居後の関係～

1か月前。

父親が9歳の息子を巻き添えに焼身自殺した事件。

父親は妻子と別居中でした。

知人

「子育てに積極的に参加されてる子ぼんのうなお父さんっていう。

ショック。」

今、子どもと離れて暮らす父親が引き起こす事件やトラブルが相次いでいます。

親が、わが子を連れ去ったなどとして検挙されたケースが、この1年間で30件以上。

離婚する夫婦が年間23万組に上る中、別れた親子の関係をどうしていくのか大きな課題となっているのです。

仕事よりも家庭。

父親の意識の変化が、子どもに会えない状況を耐えきれないものになっています。

妻子と別居中の男性

「冷静になれなんて無理な話なんです。

わが子に会いたい、会いたい、どうしても会いたい。

ストーカーになりかねない。」

一方、父親と別れた子どもたちの心にも大きな影響が及ぶことが指摘され始めています。

神戸親和女子大学 客員教授 棚瀬一代さん

「(子どもが)離婚のはざまでどれほど深刻に傷を受け苦しんでいるか。

認識がまだまだ浅い。」

離婚や別居で子どもに会えない父親たち。

現代の親子を巡る新たな課題を考えます。

離婚・別居... 子に会えない父親たち

3年前から九州で開かれている子どもに会えない親たちの集まりです。

別れて暮らす子どもとどう関わっていけばいいのか毎月一度、話し合っています。

参加者

「丸2年は会えてなかった。」



この6年間の間で会えたのはわずか3回なんですよ。」

参加者のほとんどは、父親たちです。

参加者

「ごはんも食べられなかったので、1週間で6〜7キロやせまして、職場でも立っているのが精いっぱい状態。」

参加者

「一切(子どもに)近づくこともできない。

『会わせてくれ』と連絡さえできない状態で、毎日が気が狂いそうな感じ。」

“子どもに会えない” 告白 そのとき父親は

子どもと別れたあと、父親の心理はどう変わっていくのか。

妻が子どもを連れて出ていき、1年近く会えていないという30代の男性です。

30代の男性

「ベビーカーも置いてありますし、子どもの遊んでいた遊具も当時のままですね。」

会社勤めをしている男性は、パートで働く妻と共に小学校と保育園に通う2人の子どもを育ててきました。

子どもができてからは、余暇のほとんどを育児に充ててきたという男性。

一緒に遊びに出かけたり、料理を作ってあげたりするなど、子どもと過ごす時間が心の支えだったといいます。

30代の男性

「私はすごい頑固なところがあって、自分の悪いところが似た瞬間、もう本当にかわいくなりますね。

なんでこんなところ似ちゃうんだらうなって。

でも、俺の子なんだなって。

かわいいですもん。」

男性の生活が変わったのは、去年(2013年)3月。

夜遅く仕事から帰ると、妻と子どもたちの姿がありませんでした。

妻の両親に電話をすると、実家に戻っていたことが分かりました。

その後、妻からメールで離婚を切り出された男性。

思い当たるがありました。

妻のことを無視したり、子どもの前でけんかをしたりすることが重なっていたのです。

30代の男性

「大声で夜、どなり合ったことはありますね。

下の子が一生懸命、手をあげて、僕の方を向いて『お父さんやめて』って。

不仲な状況がずっと続いて、自分の思い通りにならなかったときに、僕は無視という行為を選んでしまった。

相手が謝ってくれるまで話さないと。

妻は僕といるときは、常に苦しかったんだと思うんです。」



離婚を切り出された男性はわれを忘れ妻の実家に駆けつけました。
帰ってきてほしいと頼むはずが、妻を責めてしまったといいます。

30代の男性

「『恨む』とか『なんでだ』とか喪失感とか、自分が自分じゃない状況でいたので、『ごめん』なんて言葉は出てこなくて、『なんでだ』って。」

その後、一度は帰ろうとしましたが、諦めきれず再び妻の実家へと引き返しました。
しかし今度は、妻の両親が間に立ち、子どもにも会うことができませんでした。
最後は、玄関先で大声を出してしまったといいます。



30代の男性

「やっぱり『わが子に会いたい』って。
わが子に会いたい、会いたい、どうしても会いたい、離れたくない。
ただ、がむしゃらに会いに行きましたね。
どうにもならないから行っちゃった。」

男性は、このときは引き下がりました。
しかし、その4か月後、下の子の誕生日を祝いたいと再び妻に会いに行くことと連絡しました。
妻は手紙で2度と来ないでほしいと伝えてきました。
それでも男性は会いに行くことにしました。

30代の男性

「冷静になれなんて無理な話なんです。
当時の自分にそう諭しても、そんなの無理ですね。
ストーカーになりかねない。
ストーカーという判断じゃなかったとしても、その種に近い状況にあったわけで。」

そんな男性に、自分の行動がおかしいと気付かせたのは、実の母親からのひと言でした。



30代の男性

「母が『やめなさい』と。
恐ろしい、怖いって思ってるかもしれないって。
そういうことを考えた時に、会いに行くのやめようって思って。
少なくとも僕からは距離をとらないと、彼女(妻)は冷静になれないし、苦しいだろうからって思うように今はなりました。」

去年12月、男性は子どもたちにクリスマスプレゼントを買いました。
しかし、このときは妻に連絡せず贈ることを思いとどまりました。

30代の男性

「いつか『プレゼントほしい』とか、『会いたい』と言ったときに渡せばいいかなって。」

男性は、いつか妻と子どもたちに会える日が来ると連絡を待ち続けています。

離婚・別居... 子に会えない父親たち

ゲスト 棚村政行さん(早稲田大学教授)

●“子どもに会えない” 父親の心理は？

まずは基本的な少子化ということで、子どもの数が非常に少なくなってきて、しかも、昔は、夫はとにかく外で仕事、それから妻は家事、育児、こういう役割分業みたいな

ことが、はっきりしていましたが、最近はやっぱり、共稼ぎというのが増えて、お父さんもかなり家事、育児に参加をしてくると。

そういう中で、お父さんの場合は、仕事とか、友人とか、そういうことによほど、そういう中でつながり持っていないと、お子さんとか、やっぱり家族が支えて、掛けがえのない子どもっていうんで、子どもにかなり関わろうとしてるのに、お母さんと仲が悪くなると縁が切れてしまうと、孤立化しやすい、精神的にも社会的にも結構、追い詰められやすい状況が生まれています。

(男は地域からも孤立しやすいですから。)

そうですね。

そういう意味ではやっぱり、お子さんを通して、お母さんを通してつながっているということが多いですね。

●離婚・別居後の母親の心理は？

やはり先ほどのVTRであったように、言葉とか、態度でもって、相手を追い詰めていると、それに今、お父さん自身が気付いてなくて、そういうものや、夫婦のいさかいから、子どもを守りたいと、安全・安心した環境を確保したいというような逃げる思いで、本当にそういう行動にやっぱりお母さんも、なりやすいというのが言えることだと思います。

●離婚・別居後の親子 面会のルールは？

面会交流については、民法の766条というのに規定が設けられて明記されてるんですね。

つまり、子どもと暮らしてない親が、定期的に子どもと会うということを制度的に認めているものですね。

(まずは当事者間の話し合い？)

はい。

当事者の話し合いが円滑に進めばいいんですけども、それがうまくいかないということになると、家庭裁判所に間に入っていただいて、それで家庭裁判所の調停で決める、話し合いで決める。

(それでうまくいかなければ審判？)

そうですね。

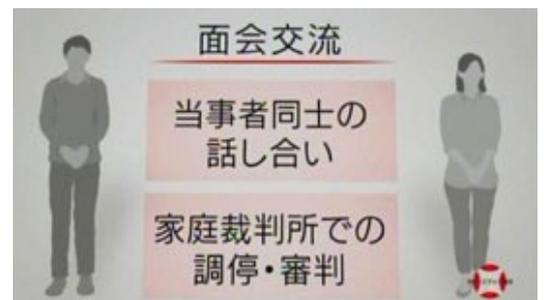
裁判官が子どもの福祉ということを考えて、子どもの利益になるように、面会の回数とか、方法とか条件を定めるということになります。

(子どもの幸せにつながるか？)

そうですね。

大体三分の1ぐらい、3割ぐらいの人たちは、自分たちで決めて、自分たちで実現をできてるんですけども、なかなか調停で決まったり、審判で決まっても、実現がされないというのは6、7割あると。

うまく自分たちでは、その内容を守れないとか、実現できないケースが結構あります。



どう進める 親子の“面会交流”

会わせるつもりがなかった父親に、子どもを面会させようとするようになった母親がいます。
小学校に通う娘を持つ40代の女性です。

40代の女性

「子どもが生まれたときの写真です。」

別れた夫は、かつて娘を虐待したことがあったため、さらなる危害が及ぶことを恐れて会わせないでいました。
ところが離婚して半年、娘に異変が現れました。
学校で、友達とけんかが多くなったり、遊んでいるさなかに、不安な心の内が現れるようになったのです。

40代の女性

「例えばお人形で遊んでいて、誰かが怒ったとか家族がバラバラになったとか、急に人を傷つけるサメがやってきたりとか、家庭の中のいざこざが再現されたり、子どもの精神的な面ですごく心配なことが出てきた。」

娘はさらに、お父さんに会いたいと頻繁に口にするようになりました。

娘の変化を心配した女性。

夫が虐待の心理カウンセリングを受けることを条件に、自分が付き添った上で面会させることにしました。

月に1回、2時間の面会。

次第に、娘の異変は見られなくなったといいます。



40代の女性

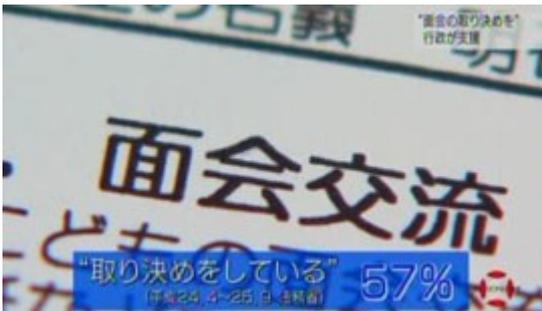
「会いたいときに会いたいで言えれば会えるんだって子どもに伝えるために会わせて、子どもは安心、会えない不安は今なくなりました。
面会をする必要性を考えるようになりました。」

“面会の取り決めを” 行政が支援

親と子の面会を進めていくための模索を始めた自治体があります。

職員

「離婚届と一緒に提出していただくことを考えております。」



兵庫県明石市では、来年度から夫婦が離婚届を出す際に、面会などについての計画を任意で提出してもらうことを検討しています。

今、離婚の際に面会の取り決めを行っているという夫婦は57%にとどまっています。

新たに取り決めることを検討している内容。

それは、どのくらいの頻度で面会するか。

そして場所や連絡手段。

定期的に面会を行うための決まり事です。

交流の方法 (日帰り・宿泊、手紙、電話など)	基本的にはEメールで連絡を取り、誕生日には、 また、子どもと直接会う機会も設ける。子どもの
交流の頻度	Eメールについては、毎週日曜日にその週にあった 面会は、少なくとも月に1回実施する。
交流の場所	母親の近くにある公園で待ち合わせる。 行き先は、ショッピングセンターや遊園地。時には 母親が子どもを公園に連れていき、面会終了後、その
お父さんとお母さんの連絡方法 (電話、メール、FAX、紙を渡す てなど)	Eメールで直接連絡する。(相手に直接電話



明石市 政策部 藤本一郎次長

「面会交流は子どもの権利なので、子どもの立場からも非常に重要であると。離婚の際にはきっちり取り決めされるように、市としても支援していきたい。」

こうした事前の取り決めを、子どもに会えなくなった親たちはどのように受け止めるのか。

「皆さんにご意見頂きたいと思っております。」

離婚裁判中 2人の子どもと別居

「取り決めについて無関心だったり、意識が低かったりしていると思うんですけど、『こういうことを決めなきゃならないんだ』と思うきっかけ作り。」

離婚裁判中 子どもと別居

「離婚する際に『子どもに会わせないといけない』と認識できる文面なので非常にいい。」





取り決めについて評価する一方で、夫婦がそれを話し合うこと自体が難しいという声も上がりました。

離婚裁判中 子どもと別居

「夫婦間の信頼関係が崩れているので、話し合うというのは難しいと思う。」

息子が離婚裁判 孫に会えず

「親の葛藤が前面に出てしまって、子どもが置き去りにされている。

(息子夫婦は)傷つけ合いが加速されて、子どものことまで考えつかない状態になってきた。」

夫婦は、自分たちが別れることばかりに気を取られ、子どものために話し合うという意識が薄れがちになることが分かってきました。

“子どものために” 面会への歩み

離婚したあと、自らの意識を変えたことで、面会が許された父親がいます。

5歳の娘を持つ40代の男性です。

元妻が、娘を連れて出ていったころは、相手を責めるメールを送っていました。

40代の男性

「『子どもを強奪するために勝手に関係を破壊して』とか。

あと、『本当に身勝手なことばかり言いますね』とかですね。」

その後、男性は実の母親の助言を受けたことなどで、元妻を責めるのは子どものためにならないと気付くことができたといいます。

40代の男性

「子どもにとっての母親なので、そこを忘れないことですよね。

単純に『にくたらしい』という気持ちを持っていてもしょうがない。」

男性は元妻を気遣うメールを送ることができるようになり、子どものことをメールで話し合えるようになりました。

その後、裁判所が週に2回の面会を認め、元妻は、それに応じました。

40代の男性

「これが3年数か月ぶりに(娘が)私のうちに来たときの映像です。

すぐになじんでくれたので、本当にほっとしたのを思い出します。

子どもを悲しい気持ちにさせたりすることがないように、お互いが子どもの方だけを向いて頑張っていきたい。」

親子の“面会交流” どう進めるべきか

●子どもとの面会 まだ少数派だということだが？

そうですね。

(もし当事者どうしの話し合いがこじれた場合は？)

ですから、まずは最初の段階で、やっぱりガイダンスとか教育というのが必要なんですけども、そのあと、やっぱりきちっと困難な人たちのためのペアレンティング・コーディネーターみたいな形で。

海外ではやはり専門家がきちっと関与して、合意やルール作りを行うということの支援があるわけですね。

(第三者がしっかりとサポートとして入る？)

そうですね。

そして、取り決めたり、やったことも、お子さんのためになるように、関係機関が連携して、支援をすると、こういう3段階でもって、制度や支援の在り方を整えているということなんです。

(あくまでも子どもの幸せを第一に考えるという視点がある？)

そうですね。

大人の問題、大人の対立から、子どものためにどうやって2人が、両親が協力していくか、そういうことの支援をしているわけです。

●親子の“面会交流” 海外では？

ですから、最初に面会交流とか、それから養育費とか、お子さんの問題について、どんなことが大切なのかと。

で、そういうことのルール作りとか、ガイドラインみたいなものを、しっかり当事者たちに認識してもらって、取り決めをすると。

取り決めをしたことが確実に守られるように、自治体を含めて民間の機関とか、裁判所とか、いろんな所が協力をしながら、当事者を、なんというんですかね、子どものために約束を守れるように支援をするという形になっています。

●日本と海外で離婚事情が違う？

そうですね。

要するに、協議離婚というような簡単な制度ではなくて、お子さんがいれば、お子さんのことをしっかり決めて、責任を持って実現できるような形の取り決めを支えるということになってます。

(そのためにプランをしっかり作らなければいけない？)

そうですね。

離婚したあとの親子の関係、子育てについて、面会交流について、どういう責任を果たさないといけないかというようなことについて、きちっと取り決めをさせる。

(そういうことをしないと離婚ができない？)

そうですね。

ですから、日本はそういう形で当事者だけに任せっきりにして、話し合いをすればいいというような形なんですけれども、もう少し実質的に専門家が関与して、取り決めがきちっとできて、お子さんのためになるような実現ができるような、やっぱり仕組みを、やっぱり支援を広げていったほうがいいと思います。

●明石市の取り組みは1つのヒントに？

そうですね。

非常に相談体制を充実させて、それからお子さんについてどのような取り組みをしたらいいかという、参考書式みたいなのを用意する。

それから関係機関が、例えば弁護士会とか、法テラスとか、裁判所とか、みんなそういう所が一緒になって、お子さんの幸せのための、協力をする体制を作っているんで、画期的な取り組みだと思います。

(ネットワークが広がっていくことを期待したいです。)

そうですね。



明石市 離婚時に養育合意書

4月用紙配布 子どもの面会や費用記入

夫婦が離婚する際に子どもの養育に関する取り決めをするよう促すため、兵庫県明石市は4月から、養育費の支払いや親子の面会方法などを記入できる合意書の配布を始める。離婚後の子どもの権利を守る全国初の取り組みという。13日には、県弁護士会など6機関と連携する連絡会議を発足。今後、子どもの養育支援を本格化させる。

合意書には、養育費の金額や支払期間、親子が定期的に会う面会交流の方法、頻度などが書き込める。離婚届の交付時などに配布するが、強制ではなく、離婚の協議に役立ててもらおう。ただ、署名と押印があれば、裁判や公正証書作成の参考資料になる。

2012年4月施行の改正民法では、夫婦が離婚する場合に子どもの養育につ

いて取り決めるよう定められた。法務省は、離婚届に養育費と面会交流に関する取り決めをしたかどうかのチェック欄を新設。施行から1年間を調査したところ、「取り決めた」としたのは、いずれも半数程度だった。

この日、明石市役所であった市子ども養育支援ネッ

トワーク連絡会議の初会合では、公益社団法人・家庭問題情報センターの相談員が4月から面会交流の支援として月1回無料相談を受けることなどを確認した。

泉房穂市長は弁護士出身で離婚問題を扱った経験もあり、「子どもを核としたまちづくり」を市政の柱の一つに掲げる。市市民相談

課は「子どもの利益を最大限に優先し、支援していきたい」としている。

下夷美幸・東北大学教授(家族社会学)の話「画期的な取り組み。日本には、

家族の問題に行政が踏み込むべきではないという風潮があるが、欧米では、行政が養育費確保などの対策をとるのは一般的。一歩前進と言えるだろう」

養育合意書常備へ

明石市 離婚時の計画作成支援

明石市は13日、離婚や夫婦別居時の子どもの養育についての相談機能を強化しようとして、弁護士や家庭裁判所など関係機関を集めた1回目の連絡会議を開いた。

会議では、親権や養育費の支払いについて夫婦間で取り交わす合意書を、4月から市役所の相談窓口で常備することを決めた。こうした書類を常備する自治体は全国にも例がないという。

書類は「養育に関する合意書」。どちらが親権を持つことや養育費の額、支払い方法、期間、さらに子どもとの面会場所や頻度、連絡方法などを書き入れる。夫婦間の協議が成立して公正

証書の作成を希望した場合、公証役場で証書を作成する際の資料としても活用できる。市役所で離婚届の交付を受けたり、相談に訪れたりした人に渡す。

また、市は日本司法支援センター(法テラス)と連携し、5月から市役所内に法テラス窓口を常設して法的相談に応じる方針。さらに元家裁調査官らが離婚後の親子の面会交流を支援している「家庭問題情報センター」(FPIC)の相談員による特別相談も、4月から月1回市役所で開く。

この日の会議には県弁護士会や県臨床心理士会など

が出席。神戸家裁もオプザーバーで参加した。市側は「離婚問題でこじれ、父母が養育について対立するケースもあるため、早期の段

階で子どもの健全育成を図る。将来的には養育費の立て替え払い制度の導入も検討したい」としている。

(高松浩志)

離婚後の子どもをどうサポートするか、意見交換した
支援ネットの初会合＝市役所



離婚後 養育費立て替え

市が導入検討 子の不利益防止へ

明石市は13日、離婚後に養育費が支払われず、子どもが生活に困る事態を防ぐため、養育費の立て替え払い制度の導入を検討していることを明らかにした。公金の支出を伴うことから、市民の理解を得られる制度を目指し、検討を進める方針という。

民間団体や司法関係機関などと連携し、離婚を考えた時届け出たサポートを図る「明石市子ども養育支援ネットワーク」の初会合が

この日、市役所で開かれた。市は立て替え払い制度について「金額や期間、児童扶養手当との関係などを詰める必要はある」とした上で、実現に意欲を示した。

支援ネットは、離婚後に養育費が支払われなかったり、交流が途絶えたりするなど、子どもに不利益が生じないよう、連携して対応する。市は4月以降、離婚届を取りに来た市民らに「養育に関する合意書」を手渡し、養

育費の額や支払期間、面会交流の方法などの項目について書き込むよう働き掛けを始める。

会合では、支援の意思を伝え、両親の不安や抵抗感を和らげることが合意書の作成につながることを確認。市が「市立天文科学館や市営プールなど、面会交流の際に親子で利用可能な公共施設の無料券の配布などを検討している」と話し、出席者から「有意義な取り組みだ」と評価する意見が出た。

(新聞真理)

社説

離婚と子ども

日本も批准する子どもの権利条約は、子どもの養育や発達について父母に第一義的な責任がある、と定めている。父母がその責任を果たすために、国は適切な支援をする義務を負うことも明記する。

だが、父母が離婚や別居の状態にある子どもは、養育費の支払いや父母との面会交流が十分に確保されていないのが現実だ。

明石市は民間団体などと連携し、そうした父母が子どもに配慮するよう働き掛ける養育支援ネットワークを今春、立ち上げる。

両親の関係がどうあれ、子どもにとって「最善の利益」となる対応が求められる。父母間の調整や子どものメンタルケアなど多角的な支えとなるよう、取り組みに期待したい。

昨年中の離婚は全国で約23万件と推計される。8割の子どもは母が親権者となっているが、養育費について父母の間で取り決めをしているケースは全体の4割にも満たない。実際に養育費を受け取っている母子世帯も2割程度しかない。

相手に支払いの意思や能力がないとみていることや、関わりたくない

養育支える多様な対策を

と思っていることが主な理由だ。

子どもを養育していない親が子どもと会う面会交流についても、取り決めをしている母子世帯は4分の1にとどまる。

十分な養育費や父母の温かい見守りが得られない状態は、子どもの健全な成長を損なう恐れがある。とりわけ母子家庭は収入が不安定なことが多く、子どもの自立に必要な教育や技能を習得するには公的な支援が欠かせない。

明石市の施策は、子どもの養育を支える支援策を提言した日本弁護士連合会の意見書に沿った内容だ。

離婚の相談などに来た市民に、養育費の額や面会交流の方法などを記入する用紙を手渡し、取り決めに促す。面会交流の仲介などをする民間団体や社会福祉士などの資格を持つ市職員が相談にも応じる。養育費が支払われずに子どもが困窮することのないよう、養育費立て替え制度の導入も検討するという。

父母間の紛争に巻き込み、子どもを不安定な状態で放置してはならない。そのために、行政が手だてを講じるのは大切なことだ。

明石市のような取り組みを広げるためにも、国は財政面や人材育成などで自治体を支えるべきだ。

【関西の議論】全国初「離婚合意書」は威力を発揮するか…離婚で泣く子供を守れ、 兵庫県明石市が始める画期的なサポート策

2014.3.4 07:00

日本はいまや、夫婦の3組に1組が離婚するという高い離婚率に見舞われている。このため、養育費や面会など、離婚の際に子供をめぐるトラブルも増加。そんな夫婦の下で“蚊帳の外”の存在になりがちな子供を守ろうと、兵庫県明石市は、未成年の子供を持つ夫婦が離婚や別居をする際、養育費や面会交流の取り決めを行うよう、関係機関と連携して働きかける「こども養育支援ネットワーク」を4月からスタートさせる。夫婦関係が行き詰まった場合、後回しにされがちな子供の権利を守ることに重点を置いた支援で、全国の自治体で初めての取り組みとなる。同市は「行政は夫婦のどちらの味方でもない。あくまで子供の立場に立った支援を行う」としている。
(井上浩平)

後を絶たない離婚トラブル

「両親が離婚すると、子供はある日突然、片方の親と会えなくなる。子供は両親から愛情と栄養を受ける権利があるはずなのに、おかしいと思いませんか」

この取り組みを決めた同市の泉房穂市長は産経新聞の取材に対し、大きな手ぶりを交えながら、強い口調でこう問いかけた。

泉市長は弁護士出身で、弁護士時代には離婚など福祉問題に積極的に取り組んできた。離婚夫婦の父親側の代理人をしていたころ、親権を持つ母親に、父親には子供に会う権利があることを伝えると、「子供に会いたいなんて、養育費を払ってから言ってほしい」と反論されることが大半だったという。

「養育費は払うようにするが、子供と父親とを会わさない理由にはならない。子供は父親に会いたいはずで、両親が離婚しても父と子の関係は永遠に続く」と説明しても、理解は得られなかったと振り返る。

このように、離婚の際に子供をめぐるトラブルになるケースは後を絶たず、最悪の悲劇に至るケースもある。東京都文京区では平成25年12月、離婚調停中の父親が、野球の練習中だった小学3年の次男を連れ出して無理心中を図り、2人とも死亡する事件が起きているのだ。

有名無実の離婚の取り決め

厚生労働省の平成25年の人口動態統計によると、年間の離婚件数は約23万件。離婚後の8割は母親が子供の親権を持つが、父母間で養育費に関する取り決めをしていたのは37.7%。実際に養育費を受けていたのは19.7%にとどまった(厚労省・23年度全国母子世帯等調査結果報告)。

主な理由として、相手に支払う意思や能力がないと思ったり、相手とかかわりたくないと思ったりしたことが挙げられている。

また、子供が離婚などで離れて暮らす親と定期的に会って交流する面会交流についての取り決めをしていたの

は23・4%。そのうち実際に交流していたのは27・7%という低水準だった。子供と会えずに家庭裁判所に調停を申し立てる件数は年々右肩上がり、23年度に新規で受理した調停は8714件で、10年前の約3倍となっている。

24年4月には、子供のいる夫婦が離婚する際、養育費と面会交流について取り決めるよう定めた改正民法が施行された。離婚届に任意で取り決めの有無を記すチェック欄が新設されたが、記入がなくても受理されるため、実効性は疑問視されている。

よりよい離婚のために自治体が“サポート”

この状況を受けて、明石市が全国に先駆けて開始する取り組みが「こども養育支援ネットワーク」だ。離婚を考える夫婦が市役所を訪れた際、養育費や面会交流について離婚後の方針を記入する2種類の用紙を配布するのだが、支援策の目玉となっている。

このうち、「養育プラン」の用紙には、離婚や別居後の生活拠点や養育費、面会交流について父母それぞれが記入。「合意書」は父母が連名で、親権や養育費、面会交流について合意した内容を書く。いずれも市への提出義務はないが、合意書は公証役場でより法的効力の強い公正証書を作成する際の資料として使うことができるという。

ただ同市の担当者は「用紙の配りっぱなしになることは避けたい」と話す。そこで、記入の“特典”として、面会交流の際に親子で利用できる市内の公共施設の無料ペア券贈呈も検討している。さらに、将来のトラブルに備えて合意書を公正証書にしてもらうよう、作成費用の助成も視野に入れている。

さらに、相談体制も充実させる。従来の弁護士による法律相談と、同市が雇用している弁護士や臨床心理士ら専門職による相談に加えて、毎月1回、元裁判所の調査官らで作る「家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」による相談も始める。

また、市の相談窓口では、調停申し立てを検討している父母に、申立書の配布や作成支援を行う。希望があれば、5月から市役所に設置される法テラス分室の弁護士への取り次ぎも行う。

家庭はもはや「安住の地」ではない

もちろん、行政が夫婦関係に介入することには異論もある。それでも泉市長は「従来、日本社会には『法は家庭に入らず』という考え方があったが、2000年代に潮目が変わった」と意に介さない。

その理由の一つとして、泉市長は、家庭内での虐待や暴力が増え、子供にとって家庭が安住の地でなくなったことを挙げる。また、以前は家庭内で発生した問題を、親族や地域がケアする面もあったが、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、その機能が発揮されなくなったことも大きいという。

「家庭に身近な行政が、家庭にしっかりと関与し、支えていく時代が始まった」と泉市長は言う。同市だけの取り組みで終わらないよう、書式をホームページで公開し、他の自治体に活用されることを念頭に置いている。支援を拡充させるため、養育費建て替え制度の導入も検討しているという。

この取り組みについて、早稲田大の棚村政行教授（家族法）は「離婚や別居時の、(1) 相談体制の充実 (2) 参考書式の配布 (3) 関係機関の連携-という3つの柱で、離婚後の子供の問題について自治体が支援しようとする画期的な支援策だ」と評価。そして、「他の自治体もできるところから支援体制を充実させ、子供の幸せのための取り組みが全国で広がってほしい」と期待する。

明石市 全国初「養育プラン」などでサポート

日本はいまや夫婦の3組に1組が離婚するといわれ、離婚で「蚊帳の外」に置かれがちなのが子供たちだ。そんな子供たちを守るため、兵庫県明石市は未成年の子供を持つ夫婦が離婚や別居をする際、養育費や面会交流の取り決めを促す「こども養育支援ネットワーク」を4月にスタートさせる。全国自治体で初の取り組みで、夫婦間のプライベートに立ち入ることへの異論もあるが、同市は「行政は夫婦どちらの味方でもない。あくまで子供の立場に立った支援を行う」としている。(井上浩平)

■愛情と栄養を

「両親が離婚すると、子供はある日突然、片方の親と会えなくなる。子供は両親から愛情と栄養を受ける権利があるはずなのに、おかしいと思いませんか」
強い口調で語るのは、同市の泉房穂市長。弁護士でもあり、かつて離婚した夫婦の父親側代理人をしていた頃、親権を持つ母親から「子供に会いたくないなんて養育費を払ってから言っている」と反論されることが大半だったという。

「養育費は払うようにするが、子供と父親とを会わせる理由にはならない。子供は父親に会いたいはずで、両親が離婚しても父子の関係は永遠に続く」と説明しても理解は得られなかったと振り返る。

厚生労働省の平成25年の人口動態統計によると、年間の離婚件数は約23万件。離婚後の8割は母親が子供の親権を持つが、父母間で養育費の取り決めをしてい

離婚で泣く子供守れ

たのは37・7%。実際に養育費を受けていたのは19・7%にとどまった(厚労省・23年度全国母子世帯等調査結果報告)。

また、離婚で子供と会えない親が家庭裁判所に調停を申し立てる件数は年々右肩上がり、23年度に新規受理した調停は8714件。10年前の約3倍となっている。

■「特典」も検討

24年4月には、子供のいる夫婦が離婚する際、養育費と面会交流について取り決めるよう定めた改正民法が施行された。ただ、離婚届に任意で取り決めの有無を記すチェック欄が新設されたが、記入がなくても受理されるため実効性が疑問視されている。

こうした状況を受け、明石市が全国に先駆けて開始する取り組みが「こども養育支援ネットワーク」だ。

離婚を考える夫婦が市役所を訪れた際、離婚や別居後の生活拠点や養育費、面

Inside

インサイド

会交流について父母それぞれが記入する「養育プラン」と、父母が連名で親権や養育費、面会交流について合意した内容を書く「合意書」の2種類の用紙を配布するのが、支援策の目玉。いずれも市への提出義務はないが、合意書は公証役場で法的効力の強い公正証書を作成する際の資料として使用できるといふ。

ただ、市の担当者は「用紙の配りっぱなしになることは避けたい」とし、記入の「特典」として、面会交流の際に親子で利用できる市内の公共施設の無料ペア券贈呈なども検討中だ。

さらに相談体制も充実させる。従来の弁護士による法律相談と、市が雇用している弁護士や臨床心理士らによる相談に加え、毎月1回、元裁判所調査官らで作る「家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」による相談も始める。

■行政関与異論も

行政が夫婦関係に介入す

ることには異論もある。だが、泉市長は、家庭内での虐待や暴力が増え、子供にとって家庭が安住の地ではなくなった側面もあることなどから「行政が家庭にしっかりと関与し、支えていく時代が始まった」と力説する。この取り組みについて、早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「離婚後の子供の問題について自治体が支援しようとする画期的な支援策。子供の幸せのための取り組みが全国で広がってほしい」と話している。



兵庫県明石市で
全国初の試み!
4月1日から
「離婚合意書」を配布。

発案者・泉房穂市長が語る
「後悔しない別れ方」!

離婚する夫婦の多くは
その「憎しみ」から

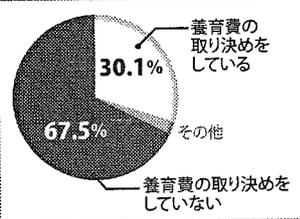
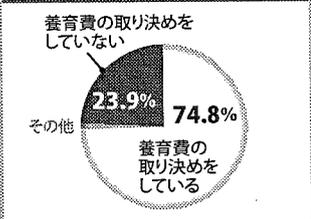
子供の権利を無視する!

「ちゃんとパパが養育費を払ってくれたら」「離婚後もパパとママ両方に会いたい」……

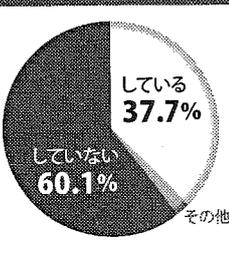


母子家庭の母親に聞く離婚後の「養育費」事情

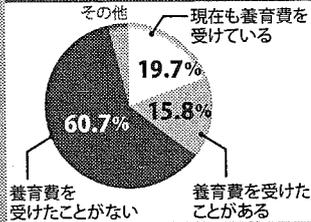
調停離婚、審判離婚及び裁判離婚の場合 夫婦の話し合いで決める協議離婚の場合



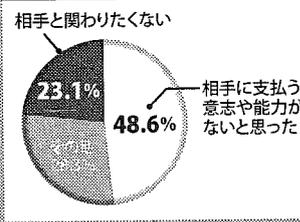
養育費の取り決めをしていますか?(全体)



養育費の受給状況は?(離婚した父親から)



養育費の取り決めをしない理由は何?



出典：厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査の結果」より

とてもいいと思います」と評価する。「離婚相談にお金を払い、調停などでしっかり取り決めをされる方も増えてはいますが、やっぱり全体のひと握り。日本は離婚の9割が、いまだに協議離婚という、世界でも珍しい「離婚後進国」です。そのため、口約束だけで離婚届に判を押し、あとで養育費がもらえずに泣き寝入りしている方も少なくありません。離婚合意書があれば、何をとり決めればいいのかを知るき

っかけになるでしょう。ただ、合意書も書くだけ書いて、実行に至らない可能性もあります。特に男性は、再婚すると、元の家庭に養育費を払うのを負担に感じてしまう人も少なくありません。今後は、最初から法的強制力を持たせたほうがいいのでは」

明石市としても、今回はあくまで取り組みの第一歩として、任意の合意書にとどめた。しかし、将来的には法的強制力を強めていきたいという。「ゆくゆくは養育費の立替え制度や取立て制度なども検討しています。日本では養育費を払わなかったらそれでおしまいです。最終的に生活保護に頼るようになれば、それだけ国のお金が出ていく。子供を養育する責任は、離婚後も両親双方が負いつづけていることを自覚してもらえよう、可能な限り働きかけていきたいですね。まずはこの取り組みを全国に広げるところから始めたい。合意書の書式も、市のホームページで公開していますので、ぜひ参考にしてください!」

傷ついたり子供たちを思い出しては、ときに目を赤くして意気込みを語った泉市長。夫婦の縁は切れても、親子の縁は永遠だ。子供たちの幸せのために、この取り組みが広がることを期待したい!

近年シングルマザーの生活困窮が問題になっているが、それは離婚時の約束に原因があるのでは？ 母子の不幸を未然に防ごうと、ある自治体が動きだした！

全国初の「離婚合意書」で、離婚後の養育費はきちんと支払われるようになる——？
兵庫県明石市は4月1日より、子供をもつ夫婦が離婚する際に、養育費と面会交流の取り決めなどを関係機関と連携して行う「こども養育支援ネットワーク」を始めた。

法律問題から心のケアまで、専門家が相談に乗ってくれる相談窓口を設置。さらに、離婚を考える夫婦には離婚後の子供の養育費の額や支払い期限について記入する「こどもの養育に関する合意書」などの用紙を配布する！

自治体が離婚後の子供の養育について介入するのは全国でも珍しく、この合意書は全国初の試みだ。

「離婚でいちばん泣いているのは子供です。ところが、離婚問題に直面した際、夫婦は自分のことで精いっぱいになってしまいがち。子供の視点に立った「離婚支援」を行うことが狙いです」

そう語るのは同市の泉房穂市長。そもそも明石市は子供を核とした町づくりを標榜しているが、今回の取り組みには、弁護士でもある泉市長の経験や、強い思いも反映されているという。

「弁護士になりたてのころ、DVを繰り返す夫と別れたいという妻側の代理人になったことがあります。」

ある日、依頼人の代わりに小学生の息子さんを学校まで迎えに行ったのですが、その子が泣きながら「本当は離婚なんてしてほしくない。自分にとってはいいお父さんなんだ」と、私に訴えたんです。

そのとき、この子の声を代弁する人がいないじゃないか、と苦しくなりました。そこで調べたら、離婚の際、子供の養育に関するルールが世界各国にありました。そのころから、日本にもこうした制度を設けるべきだと思ってしまうのです」

日本は、夫婦の3組に1組が離婚する国でありながら子供に冷たい国、と泉市長。「北欧諸国などでは、国が父親に代わって養育費を母親に支払い、国が父親に対して、その費用の回収を行います。アメリカでは養育費の不払いは犯罪とみなされ『お尋ね者』に。そもそも子供の養育について取り決めなければ、離婚を認めないという国も珍しくありません。いっぽう日本は、平成24年から離婚の際には養育費や面会交流について取

り決めるよう定めてはいるものの、罰則規定はなく、有名無実化しています」

厚生労働省の調査によると、離婚の際に養育費の支払いについて取り決めている割合はわずか37・7割（表参照）。

しかも養育費がきちんと支払われている割合は19・7割と低く、離婚した父親の5人に4人は養育費を支払っていないのが現状だ。そうすると妻は「養育費も支払わない元夫に、子供を会わせてたまるか！」という気になるもの。

別れた夫と子供の面会交流を続けている母子家庭の割合は3割に届かず、一度も会わせていないという母親は、5割以上にのぼる。

将来は養育費の立替え制度や取立て制度も

養育費を払わない父親と、父親と会わせたくない母親——。そのいちばんの被害者は子供だと、泉市長は続ける。「母親と会えなくなってしまう場合も子供の心が傷つけられるのは同様で、むしろ、より深刻な場合もあります。」

私が後見人を務めた16歳の少女は、両手ともリストカットの痕だらけ。生まれて間もなく離婚により家を出た母親とは音信不通のまま。父親にも先立たれ、両親からしっかりと愛された記憶がない。そ

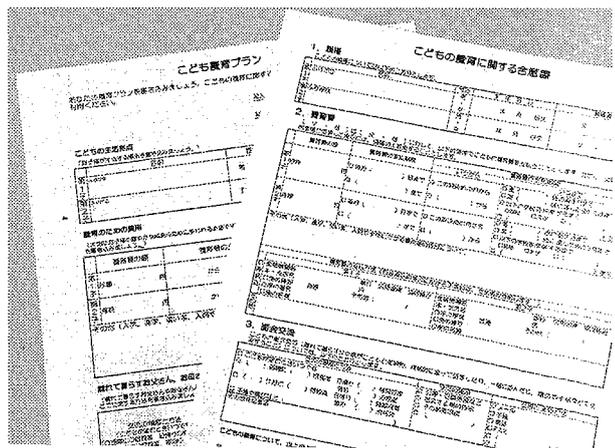
れも、自傷癖の一因でした。あるとき、彼女はついに自殺未遂を起こしてしまいます。

そこで、彼女の母親を捜し出し、事情を説明したら駆けつけてきたのです。実は母親は婚家をたたき出され、娘に会いたくても会えなかったとか、母親に捨てられたわけじゃなかったことを知った彼女は、その後リストカットをしなくなりしました」

親から愛されている実感は、子供にとって生きる力。「弁護士時代には刑事事件も扱いましたが、犯罪に手を染める子供のなかには、親の愛情不足が関係していたという事例にも数多く遭遇しました。私は、すべからず子供には親から『栄養と愛情』を受け取る権利があると思っています。離婚でいえば、栄養は養育費、愛情は面会交流です。父親は、子供と会えなくても養育費を払うべきだし、母親は養育費が払われなくても子供と父親を会わせるべき。どんなに元夫が憎くても、それは子供の権利なんです」

4月スタートの制度で配布されるのは「こどもの養育に関する合意書」と「こども養育プラン」の2種類。

離婚後の子供の生活拠点や養育費の額などについて、「こども養育プラン」の内容をチェックしながら双方で話し合



い、最終的に合意した内容を合意書に記入する。

合意書そのものに法的強制力はないが、作成後はその内容をすみやかに公正証書にできるよう、希望者には公正証書役場も紹介するという。

「公正証書にすれば、その後約束が守られなかった場合に給与差押さえなどの強制執行もできます」

さらに法的トラブルがある場合に備え、5月には法務省所管の法律相談窓口である「法テラス」も市役所内に設置される。臨床心理士や社会福祉士など専門家も常駐し、あらゆる悩みに応える構えだ。明石市のこうした取り組みについて、夫婦問題研究家の岡野あつこさんは、「離婚後の子供の養育について意識を高めるといふ点では、

明石市が配布する「こども養育プラン」と「こどもの養育に関する合意書」

平成 26 年 4 月 2 日

